



企業による耕作放棄地活用の現状と課題

Current condition and problems of the private company induced land use in the abandoned farmland in Japan

小野村 晃太

Kota ONOMURA

【要旨】

本研究の目的は、1980年代頃から日本で深刻な問題となっている耕作放棄地に着目し、企業による耕作放棄地の活用方法と課題を明らかにすることである。農林水産省が企業を耕作放棄地活用の主体として重視し、近年企業による農業参入が活発となっている。本論文では、まず耕作放棄地の発生要因、面積の推移など基本的な事項を整理し、企業による農業参入に関する法制度を確認したうえで、その実態と耕作放棄地の関係について検討した。そして、2009年以前に参入が活発だった中小建設業と、近年参入が増加している大企業について、個別の事例から企業による耕作放棄地活用の現状と課題を考察した。

調査の結果、農地法の改正以降、企業が優良農地の確保を進めたため、耕作放棄地を活用する機会が減少していることが明らかになった。しかし一方で、耕作放棄地を活用する主な企業が、農地法改正の前後で中小建設業から大企業へと転換し、資金・販路の面で耕作放棄地の活用が以前より安定して進んでいることがわかった。そして、大企業は複数の地域に参入できるという点で耕作放棄地の活用と相性が良く、耕作放棄地活用の主体として適正であった。また、これらの現状から、優良農地より耕作放棄地を優先させるインセンティブをどう作るか、農政助成金の緩和、市町村による積極的な農地集約と企業誘致が課題であることが明らかになった。

キーワード：耕作放棄地、企業の農業参入、農地法、CSR(企業の社会的責任)

1. はじめに

現在、日本には39.6万haもの耕作放棄地が存在しており、これは全農地の10.6%の割合を占めている。2010年の農林業センサスでは、耕作放棄地とは「以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を作付していない土地のうち、この数年の間に再び作付する考えのない土地」のこととされている。耕作放棄地は、人の出入りがなくなることで野生動物が侵入し、獣害を引き起こしたり、不法投棄が起きたりするなど、生態系へ悪影響を与える。また、耕作放棄地の増加により、農作物

の生産量が減少し、政府が危機感を抱いている日本の食料自給率にも悪影響を与える。こうした耕作放棄地に関する研究は、地理学や農業経済学の分野で蓄積がある。地理学では、耕作放棄地の分布や発生要因など、基本的な情報を整理した研究が多い。

作野(2004)は、鳥取県羽須美村を対象に、GISを用いて耕作放棄地の分布、属地的・属人的発生要因を明らかにした。また、寺床(2009)は、熊本県水俣市の限界集落を対象として、耕作放棄地の拡大とその要因を、農家の経営選択と関連づけて説明している。両者の研究では、いずれも耕作放棄地の発生時期

は第1期(1980年代まで)と第2期(1990年代以降)にわかれており、特に近年は農家の高齢化や人口減少による限界集落化が大きな発生要因となっていることが明らかになった。また、上記2つの研究が中山間地域を対象としているのに対し、森本(2007)は関東地方を対象に、耕作放棄地の分布と都市化の関連について述べている。

一方で、農業経済学の分野では、稲葉(2013)が農林業センサスをもとに、耕作放棄の因果分析を行っている。この論文は、土地持ち非農家のデータから「耕作放棄地の減少は借地を増やすことである」と主張している。実際に、政府は2009年に農地法を改正し、企業が農地を借りて農業をしやすくなるよう規制緩和をおこなった。以降、企業による農業参入は急増しており、近年注目されるようになっている。

こうした企業による農業参入に関する研究は、農業経済学の分野での蓄積が多くある。まず、企業の農業参入について論じる際には、その参入形態についてふれなければならないが、これについては大仲(2010)が、農地リース方式と農業生産法人方式の2つに分けて詳しく論じている。また、澁谷(2007, 2012, 2014)と室屋(2010, 2013)は、企業の農業参入について一連の研究を行っており、特に澁谷(2014)では、参入方式、作目・作物、企業の規模と業種、参入理由、参入時期、参入地域、収益状況が類型化されている。澁谷(2007)では、中小建設業に注目し、その「地域に根ざした性格」を明らかにした。

また、室屋(2010, 2013)はいずれの研究においても優良農地の確保が企業の課題であると、最近の傾向では、CSR(企業の社会的責任)を意識した大企業の参入が増加していることを指摘した(室屋 2013)。農業参入した企業の個別事例については、高橋・盛田(2013)において、食品製造業、外食産業・食品流通業、地域建設業の3つに分類してそれぞれ述べられている。

地理学における企業の農業参入についての研究は、後藤(2015)の研究がある。後藤(2015)では、企業の参入の多さが必ずしも耕作放棄

地の抑制に結びついていないことが明らかになった一方、大分県を対象とした調査のなかで、企業の農業参入が耕作放棄地の活用や新規雇用者の増加に寄与していることを示した。

以上の研究では、企業の農業参入が、食料自給率の増加や担い手の育成、耕作放棄地の活用、農業への企業経営の導入などに影響を与えていることについて言及している。しかし、企業の農業参入と耕作放棄地との関係性に焦点を絞って、実際に企業がどのように耕作放棄地を活用しているのか、どのような課題に直面しているのかについて詳しく論じているものは少ない。耕作放棄地の活用が課題となっている現在、企業の農業参入を耕作放棄地の活用という観点から今一度詳しく見ていく必要がある。本論文では、企業による耕作放棄地の活用方法と課題について、事例を用いて明らかにしていく。

まず、2章では耕作放棄地の発生要因、面積の増減など基本的な事項について整理した。3章では、企業による農業参入に関する法制度を確認したうえで、その実態と耕作放棄地との関係を述べた。4章では、企業による耕作放棄地活用の事例を、中小建設業、大企業の2つの主体に分けて示し、それぞれの特徴を分析した。そして、5章でこれまでの分析を踏まえ、企業による耕作放棄地活用の現状と課題を明らかにした。本稿は文献、ならびに日経テレコン、聞蔵IIビジュアル(朝日新聞全文記事データベース)、毎索(毎日新聞記事データベース)、ヨミダス歴史館(読売新聞記事データベース)の計4種類の新聞記事検索を活用し、調査を行った。

2. 耕作放棄地の現状

日本の耕地面積は、1961年の609万haをピークに減少を続け、2010年時点で459.3万haとなっている。農家数は、1950年の618万户をピークに2010年には252.8万户に減少している。また、農業就業人口についても、1960年の1454万人から2010年には260.6万人に減少している。耕地面積、農家数、農業

就業人口はいずれも減少傾向にあることがわかる。一方、耕作放棄地面積は、1975年の13.1万haから2010年には39.6万haへと増加している(図1)。よって、耕作放棄地率も1975年には2.7%だったものが、2010年には10.6%まで上昇している。これは、1960年代に米以外の穀物輸入が急増し、畑が耕作放棄されたことがきっかけだといわれている。1971年には米の生産調整が導入され、休耕田が目立つようになった。1980年代は米価の低迷が続き、農産物の輸入自由化という大きな環境の変化があった。また、この頃から山村地域では過疎化や高齢化の進行が顕著になり、農地の荒廃も深刻視されるようになった。以降、耕作放棄地の増加は、現在に至るまで続いている。

耕作放棄地の発生要因には、主に労働力の脆弱さと農業条件の厳しさの2つが挙げられる。労働力の脆弱さとは、産業としての農業の不振(収益の低さ)と、農業従事者の減少や高齢化のことを指す。特に後者の問題は深刻で、農業就業人口はこの50年間で激減している。高齢化に関しても、日本は高齢化率26%

(2014年)と、国連が定義する超高齢社会に突入している。高齢化は農業分野で顕著に表れており、2010年時点の農業従事者の約6割が高齢者(65歳以上)で、そのうち約3割を後期高齢者(75歳以上)が占めており、農業就業人口における平均年齢は65.9歳となっている。このような状況では、農業をリタイアする者が増え、使われなくなる耕地が発生する。その耕地を使って農業をする人がいれば耕作放棄地にならずに済むが、収益の低さから農業に従事しようとする若者も少ない。こうして、活用する担い手が見つからない耕地が耕作放棄地化するのである。

次に、耕作放棄地の発生要因の2つ目に挙げた農業条件の厳しさとは、例えば通作距離が長い、傾斜地にあって機械が入らない、土壌が悪い、水利に恵まれないといった状況を指す。前述のように、農業就業人口の約6割が高齢者である。高齢者にとって通作距離が長いという農業条件は大変な負担になる。また、機械を投入できれば高齢者の負担を軽くすることができるが、機械の入らないような

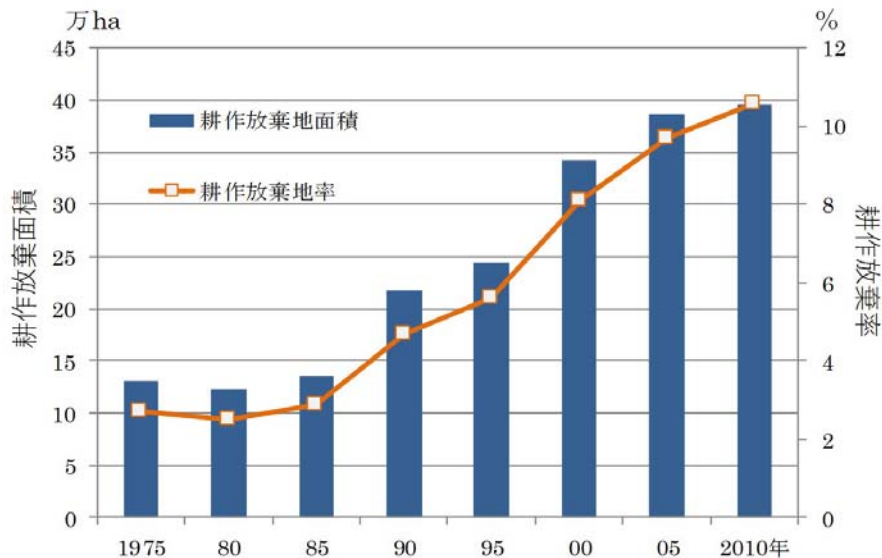


図1 日本の耕作放棄地面積と耕作放棄地率の推移
(農林水産省ホームページより作成)

農業条件の厳しいところではそれができない。農業条件の厳しさが、高齢者が農業をするうえでの障害となり、耕作放棄地の発生を加速させるのである。

耕作放棄地が引き起こす問題としては、獣害、土壌と水の保全機能の低下、不法投棄、生物多様性への影響の4点が挙げられる。獣害は、それまで活用されていた農地が耕作放棄地化し、人の目がなくなることで、動物たちが耕作放棄地を行き来するようになり、周りの農地に被害を与えるというものである。土壌と水の保全機能の低下は、特に水田の場合に畦畔や用排水路が管理放棄されることで起こる。耕作を放棄するという行為は、農地だけでなく作物の栽培に関するあらゆる施設(用排水施設、道路、貯水施設等)の維持管理の放棄につながる(野田ほか2011)。そのため、周囲の農家にも多大な影響を与える。さらに、耕作放棄地は不法投棄の場所として利用されることも多く、放置すると火災や土壌汚染の危険が生じる可能性が高まる。もし土壌汚染が起こってしまうと、その地域の自然環境・生活環境を悪化させ、生物多様性を損ない、住民への被害も発生する。

以上のような問題を防ぐために、発生した耕作放棄地を活用していく必要がある。現在、日本では耕作放棄地活用のための法制度が整えられ、多様な活用がなされている。例えば、野菜栽培、山菜・そば栽培、果樹・樹木利用、家畜放牧、魚介類の養殖、花・景観作物栽培、農園利用、制度的対応、ビオトープなどである。活用の主体としては、農家や企業、都市住民などがおり、彼らが農業をおこなうことができるように国や都道府県、市町村などの公的機関が支援している。

本論文では、この様々な耕作放棄地活用の主体のうち企業に焦点を当てた。これは、農林水産省が耕作放棄地活用の担い手として企業を重視していること、そしてそれにより企業の農業参入が近年増加する傾向にあることが理由である。以下で、企業が耕作放棄地を活用するための法制度と、企業による耕作放棄地の活用をみていこう。

3. 企業の農業参入

3-1. 企業の農業参入に関する法制度

日本では、実際に耕作をおこなう者(農家)のみが農地を所有すべきという耕作者主義を原則とした農地法のもと、農業分野への企業の参入はこれまで厳しく制限されてきた。そのため、企業が農業に参入するときは植物工場や養豚業など、施設型農業に限られていた。しかし、1993年に農地の所有権を取得できる農業生産法人(現、農地所有適格法人)への農業外からの出資が認められたのを皮切りに、2003年に構造改革特区の一つである農地リース特区が創設されたことによって、企業の農業参入は本格的に解禁された(貞清2012)。そして、2009年の農地法改正によって企業が利用できる農地の制限が緩和され、以降、企業の農業参入は急増していった。

このような農地法の改正を経て、現在では企業が農業に参入する方法は多様になっている(図2)。まず、企業が直接農業をおこない、農産物を生産する方法として、農地利用型と、農地を使わない施設型がある。農地利用型にはさらに、農業生産法人を設立する方法(以下、農業生産法人方式)と、農地をリース(賃貸)する方法(以下、農地リース方式)の2つがある。前者の場合には、企業が新たに農業生産法人を設立し、農業生産法人の経営者が農地を取得し所有者となることで、企業が間接的に農地を利用するものである。このように煩雑な事態となっているのは、企業の直接的な農地所有が、いまだに農地法で禁止されているためである。しかし、実際には農業生産法人の経営者と企業の経営者は同一であることが多いため、実態としては企業が直接農地を利用しているといえる。

次に、後者の農地リース方式については文字通り、企業が市町村や農家から農地を借りて農業を行うものである。この農地リース方式は従来、参入地域が限定されたり(農地リース特区)、利用できる農地が耕作放棄地などの遊休地に限られるなど、農業生産法人方式と比べてデメリットが多かったが、2009年の農

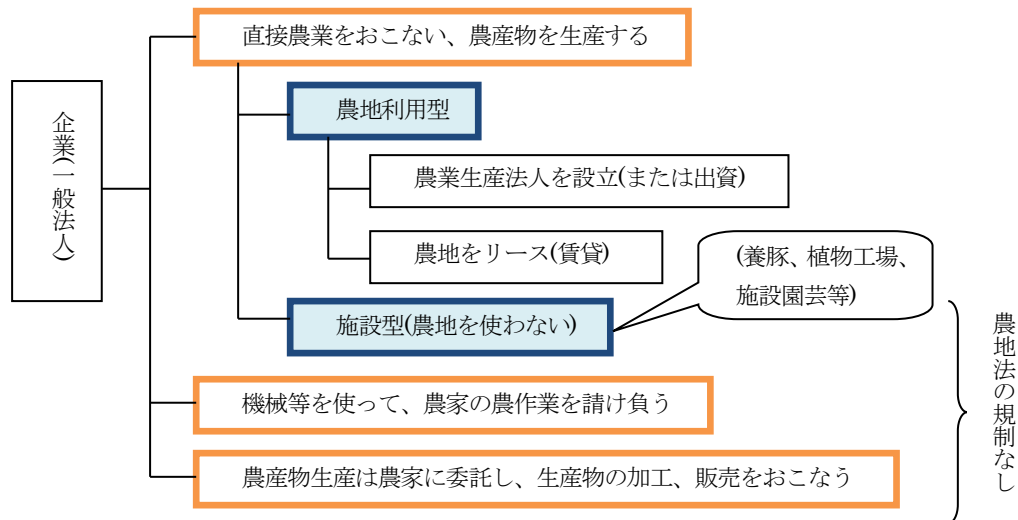


図2 企業の農業参入の形態

(貞清(2012)を参考に作成)

地法改正によってこれらのデメリットが解消され、農業生産法人方式とリース方式の制度間格差はほぼなくなった(室谷 2013)といえる。企業の農業参入の方法としては、この2つのほかに施設型や農作業受託など農地法によって縛られない方法があるが、企業の農業参入について議論される場合、参入規制がある田畑等を利用した農業(土地利用型農業)を対象とするのが一般的であるため(室谷 2013)、施設型や農作業受託について本論文では対象としない。先ほど述べた農地法改正や新しく施行された農地バンクによって、企業の耕作放棄地の活用がどのように変わったのかを最近の動向も踏まえて詳しく検討する。

1) 改正農地法の誕生

2009年12月に農地法が改正され、改正農地法が新たに施行された。この改正によって、企業の農業参入は主に2つの点で変化した。1つは、企業が利用できる農地の制限の緩和である。これまで企業がリースで利用できる農地は市町村が指定した農地リース特区に限られており、企業には耕作放棄地を含む遊休農地が優先して提供されていた。それが本改正によって、企業は農地リース特区以外の地域で、耕作放棄地でない農地を活用できるようになったのである。

そして、2つ目の大きな変化は、農業生産

法人への企業の出資規制の緩和である。これにより、企業による農業生産法人への出資件数が増え、企業の農業参入が加速した。これら2つの変化はどちらも、農林水産省が農業の担い手対策として企業の参入を積極的に位置づけたことを表している。これまで政府は、耕作放棄地活用の担い手として企業の農業参入を促してきた。しかし、この2009年の改正農地法以降、政府が農業の衰退に有効な対策を見い出せないこともあり、企業の農業参入が担い手対策の意味合いを強くし、耕作放棄地以外の農地も活用できるようになったのである(後藤 2015)。

2) 農地中間管理機構(農地バンク)の設立

企業の耕作放棄地活用に関する最も新しい制度として、農地中間管理機構(農地バンク)がある。農地中間管理機構は2013年12月に法律が公布され、2014年度から本格的に実施された。機構は、まず地域内の分散した農地を集約化する必要がある場合に、耕作放棄地などを借り受ける。そして、必要がある場合に農地の基盤整備をおこない、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付ける。これらの業務は、県が各市町村に委託しておこなわれる。一見、従来のリース方式と変わらないものに見えるが、農地バンクには農地の集約・集積を進めるとい

う特徴がある。また、農地の貸し手と借り手の間に機構が入ることで、農地の貸し借りを円滑にするという利点もある。最近では、2015年にイオン株式会社が、大企業としては初めてこの農地バンクを活用して、埼玉県羽生市で米作りを始めている。

3-2. 企業による農業参入の実態

ここまで、企業の農業参入に関する法制度について、その変遷と内容を見てきた。これを踏まえて、ここからは企業による農業参入の実態を分析していく。なお、室屋(2013)や後藤(2015)で言及されているように、企業が設立・出資してつくられた農業生産法人方式に関する詳細な資料が得られないため、本節では農地リース方式の参入状況を扱う。農業生産法人方式ではその数は把握できるものの、そのうち企業が設立した数が不明なためである。農地リース方式を採用して農業へ参入している企業の数は、2014年時点で1712件に上っている(図3)。2010年から2014年にかけて急激に増加していることから、2009年の農地法改正によって企業が農地を利用しやすくなったことが影響しているといえる。また、地域経済が疲弊していくなかで、企業にとって農業が雇用維持や地域貢献など、CSRを果たしていることをアピールする手段として注目されてきたことも、参入件数増加の一因となっている。

図4は、農地法改正以前の農業への参入企業等の業種別構成を示している。これを見る

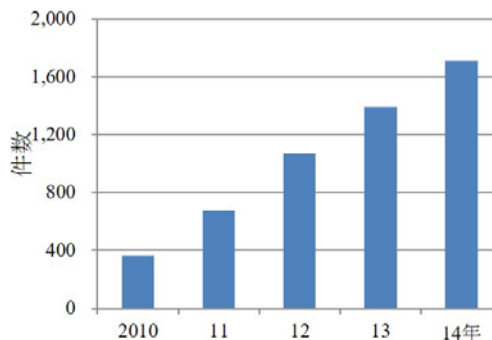
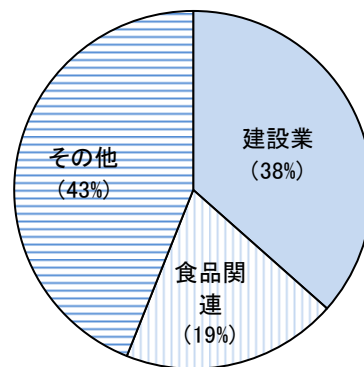


図3 農業へ参入した一般法人数の推移
(農林水産省ホームページより作成)
注) 農地リース方式による参入のみ。

と、建設業が約4割を占めていることがわかる。これは、小泉政権下における公共事業削減によって本業が不振に陥り、雇用の維持という目的で農業へ参入する企業が増えたからである。このほかの理由は企業の事例を扱う4章で後述する。

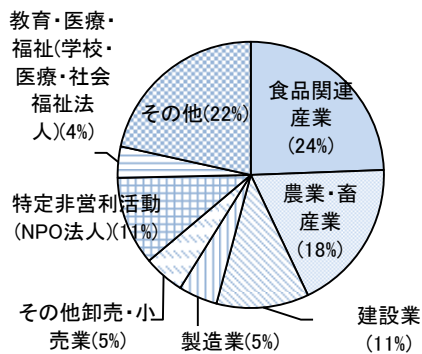
次に、図5は農地法改正以降の2009年から2014年にかけて農業に参入した企業の業種別構成を示している。食品関連産業が24%で最も多く、建設業は11%と減少し、農地法改正以前に比べて大きく変化していることがわかる。食品関連産業が台頭してきた背景には、2008年前後に起きた中国製餃子農薬混入事件、食肉偽装事件、世界的な食料価格の高騰など、食の安全・安心を揺るがす問題の発生がある。これらの問題をきっかけに、国民の農業、食料への懸念が一挙に高まった。大手の食品関連企業を中心に農業を持たざるリスクが意識されるようになり、農業を経営資源の中に取り込もうという動きが活発化した(室屋2013)。また、2009年以降の参入件数では、小売業やNPO法人などの参入も見られ、参入業種が多様化していることがわかる。

ここまでの情報をもとに企業の農業参入の目的を整理すると、経済的要因と社会的要因



合計 405 法人

図4 参入企業等の業種別構成
(2009年農地法改正以前)
(農林水産省経営局資料より作成)
注) 農地リース方式による参入のみ。



合計 1712 法人

図5 参入企業等の業種別構成
(2009年農地法改正後～2014年)
(農林水産省経営局資料より作成)

注) 農地リース方式による参入のみ。

の2つに分けることができる。経済的要因によって農業に参入する企業とは、建設業のように公共事業削減による本業の不振を理由に農業に参入する企業のことである。社会的要因によって農業に参入する企業とは、食の安全性の確保や地域への貢献などCSRをアピールするために参入した企業のことである。近年は、後者を理由として農業に参入する企業が増えてきた。このような企業に特徴的な点は、地域の中小企業ではなく、大企業が多いということである。

表1は、後藤(2015)と新聞記事検索をもとに2000年以降の大企業による農業参入を整理したものである。この表では、農地リース方式と農業生産法人方式のどちらも扱っている大企業とは、後藤(2015)にならって資本金3億円超の企業と定義する。2000年以降に農業へ参入した大企業は40社にも上る。これら大企業による耕作放棄地の活用にはどのような特徴があるのか、次章で詳しく述べたい。

3-3. 企業の農業参入と耕作放棄地との関係

企業の農業参入は、そもそも耕作放棄地の活用を目的としておこなわれてきたものであ

る。2009年の農地法改正までは、企業へ貸し出される農地は耕作放棄地を含む遊休地であったため、耕作放棄地面積が大きい都道府県ほど、企業の農業参入が活発であった。

では、企業の農業参入は耕作放棄地の解消につながっているのだろうか。図1と図3から読み取れるように、耕作放棄地面積の増加と企業による農業参入件数の増加は同時に起きているため、企業の耕作放棄地活用が耕作放棄地の解消に与える影響は、統計上は見えない。ただし、早い段階から耕作放棄地率が高い地域では、企業誘致で耕作放棄地の拡大が抑えられている事例もある。例えば福島県は、2000年時点の耕作放棄地率が13.1%と高く(全国平均10.9%)、耕作放棄地面積は1995年から全国1位になるなど担い手不足が深刻化している。しかし、1996年からの県主導による企業誘致などの取り組みの結果、2000年から2010年に耕作放棄地の増加を抑制している(後藤2015)。そのほか、群馬県でも同様の傾向がみられた。このことから、企業の耕作放棄地活用が耕作放棄地の解消にまったく効果がないとは言えない。次章では企業による耕作放棄地活用の取り組みを、事例を示しながら検討していこう。

4. 企業による耕作放棄地活用の事例

4-1. 建設業

2003年の農地リース特区創設から2009年に農地法が改正されるまでの間、企業の農業参入の中心となったのは中小建設業である。また、農地リース特区に指定される農地は、ほとんどが耕作放棄地であった。中小建設業の参入事例をみていくことは、耕作放棄地がどのように活用されていたのかを知るうえで非常に重要である。

表1 大企業による農業参入(2014年5月現在)

参入年月	企業名(業種)	耕作放棄地 活用の有無	参入の概要	参入形態	参入先 の分布
2000年	サイゼリア(外)	○	自社店舗向けのレタス、米栽培	法人	△
2001年	ドール(農)	×	自社ブランドのブロッコリー栽培	法人	●
2002年4月	ワタミ(外)	○	自社店舗向けの野菜、畜産物栽培	法人	●
2003年2月	メルシャン(食)	×	ワインの原料となるブドウの栽培	法人	△
2006年2月	モスフードサービス(外)	○	自社店舗向けのトマトの栽培	法人	◎
2007年4月	スギヨ(食)	○	自社製品の原料となる野菜の栽培	法人+リ	△
2007年5月	神明(食)	○	自社ブランドでの米の栽培	法人+リ	◎
2007年8月	セイコーマート(食)	○	自社店舗向けのキャベツ等の栽培	法人	◎
2007年12月	マンズワイン(食)	×	ワインの原料となるブドウの栽培	リ	△
2008年7月	豊田通商(他)	×	パプリカの栽培と販売	法人	◎
2008年8月	セブン&アイHD(食)	○	自社店舗向けの野菜の栽培	法人+リ	●
2008年9月	パソナ(他)	○	新規就農者に対する農業研修	リ	◎
2008年11月	モンテローザ(外)	○	自社店舗向けの野菜の栽培	リ	◎
2009年3月	たらみ(食)	○	ゼリー加工品の原料ミカンの栽培	法人	△
2009年4月	コロナ(他)	○	従業員向けの米、大豆の栽培	法人+リ	◎
2009年4月	JR東海(他)	○	駅店舗向けの野菜の栽培	リ	●
2009年4月	JR東日本(他)	○	駅店舗向けの野菜の栽培	法人	△
2009年5月	住友化学(農)	○	新規就農者支援	リ	●
2009年6月	ジェイアンドジェイ(外)	×	自社店舗向けの野菜の栽培	法人	△
2009年7月	サッポロビール(食)	×	ワインの原料となるブドウの栽培	リ	△
2009年7月	イオン(食)	○	自社店舗向けの野菜の栽培	リ	●
2009年9月	吉野家HD(外)	○	自社店舗向けのタマネギの栽培	法人	◎
2009年11月	エア・ウォーター(他)	×	カゴメ向けのトマトの栽培	法人	◎
2010年1月	九電工(他)	○	事業多角化のためのオリーブ栽培	リ	△
2010年4月	JR九州(他)	○	駅担保向けの野菜、果実等の栽培	法人	●
2010年4月	三菱商事(他)	×	稲作の低コスト経営モデルの確立	法人	△
2010年5月	双日(他)	○	野菜の高収益経営モデルの確立	リ	△
2010年6月	ローソン(食)	○	自社店舗向けの野菜、果実の栽培	法人	●
2010年7月	生協ひろしま(他)	○	組合員向けの野菜の栽培	法人	△
2010年8月	大阪いずみ市民生協(他)	×	組合員向けの野菜の栽培	法人	△
2010年9月	ヤンマー(農)	○	新規就農者支援	リ	◎
2010年10月	野村HD(他)	×	農業コンサルタント事業の一環	リ	△
2010年11月	住友商事(他)	○	循環型農業の経営モデルの確立	法人	△
2012年4月	大黒天物産(他)	—	自社店舗向けの野菜の栽培	法人	△
2012年8月	近畿日本鉄道(他)	○	自社店舗向けの野菜、果実の栽培	リ	◎
2013年6月	白鶴酒造(食)	○	自社製品の原料(酒米)の栽培	リ	△
2013年7月	生協おかやまコープ(他)	○	組合員向けの野菜の栽培	法人	△
2013年7月	フジ(食)	○	自社店舗向けの野菜、果実の栽培	法人	△
2013年12月	サンマルクHD(外)	×	自社店舗向けの野菜の栽培	リ	△
2014年5月	ヤマザワ(食)	×	自社店舗向けの野菜の栽培	法人	△

注1 企業名は、株式会社を省略するなど簡略化した。

注2 業種については農=農業関連業、食=食品加工流通業、外=外食産業、他=農業や食品とは直接的な関係がない業種

注3 ○=耕作放棄地の活用を確認できる、×=耕作放棄地の活用が確認できない、—=資料なし

注4 法人=農業生産法人による参入、リ=農地リース方式による参入、法人+リ=両者の併用による参入

注5 △=1県への参入、◎=2県にわたる参入、●=3県以上にわたる参入

注6 参入月が書かれていないものは、参入月が不明なものである。

(後藤拓也(2015)および日本経済新聞記事より作成)

本論文では、中小建設業による耕作放棄地への参入事例について、日本政策金融公庫農林水産事業(2013)、渋谷(2007)のアンケート調査、表2による複数の事例からその傾向をとらえた後、個別の事例として新潟県の頸城建設を取り上げて分析していく。複数ある参入

事例の中から頸城建設を取り上げる理由は、参入時期と資料の豊富さにある。

頸城建設が農業に参入した東頸城地区は、全国で初めて農地リース方式による株式会社の参入を認める農業特区に指定された。頸城建設はその適用第1号である(広重 2010)。こ

表2 中小建設業個別事例

a 農地リース方式

参入年月	企業名	都道府県	栽培作物	助成金、支援事業活用の有無
2003年	頸城建設(株)	新潟県	水稻	
	井中組	鳥取県	らっきょう	建設業新分野進出補 県建設業新分野進出 県特産付加価値向上 県地産地消推進事業
2004年	(有)大柄組	鳥取県	自然薯	
	(株)藤井建設	鹿児島県	さつまいも、その他	
2005年	(株)かわばた	鳥取県	ブルーベリー	電源立地交付金
	(株)大海組	新潟県	野菜	記述なし
	(株)谷村建設	新潟県	稲作、大豆、その他	記述なし
	(有)鎌田組	島根県	自然薯	整備事業を活用
	(株)川口建設	山梨県	大豆	
2006年	(株)佐藤公務所	島根県	麦若葉、唐辛子	調査研究、整備事業を活用 促進資金
	寺谷組	鳥取県	リンドウ	記述なし
	(有)植田工務店	島根県	さつまいも	調査研究、整備事業を活用
	(株)オーサン	島根県	えごま	記述なし
2007年	(有)中村工務所	島根県	ベリー類、唐辛子	調査研究、整備事業を活用
	池本CB建設	鳥取県	らっきょう	記述なし
	(株)三窪建設	鹿児島県	キャベツ、さつまいも	
2010年	(有)横地建設	島根県	水稻	整備事業を活用
	(有)吉川工務店	島根県	そば、小麦	記述なし

b 農業生産法人方式

参入年月	企業名	都道府県	栽培作物	助成金、支援事業活用の有無
2004年	(有)クロノス	鳥取県	白ネギ	検討中
	アグリ琴浦(有)	鳥取県	ブルーベリー	建設業新分野進出補 県チャレンジプラン支援 県特産付加価値向上 建設業新分野進出補 農業近代化資金
	サンドリップ	鳥取県	ブルーベリー	
2005年	しかのファーム	鳥取県	白ネギ	銀行借り入れ
	(有)中筋ファーム	島根県	いちじく	整備事業を活用
2006年	中央ファーム	鳥取県	白ネギ	検討中
	(株)錦織農園	島根県	水稻、麦	整備事業を活用
2007年	(有)斐川ファーム	島根県	水稻、アスパラガス	調査研究、整備事業を活用
	ファーム浮布(株)	島根県	水稻	調査研究、整備事業を活用
2008年	いずも八山椒	島根県	実山椒、花山椒	記述なし

(岩手県土木整備部(2009); 鳥取県(2008); 新潟県土木部監理課(2012); 九州農政局ホームページ; 島根県ホームページ; 農林水産省ホームページより筆者作成)

れは農地法改正の 2009 年より以前であるため、中小建設業による農業参入が主流であった頃に参入した企業の状況を把握できる。また、規模が小さく地域に密着している中小建設業は、情報を公開しているところが少ない。そのなかで、頸城建設については県の事例集や室谷(2004)がその詳細を示しており、比較的詳しく情報を得ることができる。以上の 2 点の理由から、中小建設業による個別の参入

事例として頸城建設を取り上げる。

1) 建設業による耕作放棄地活用の特徴

日本政策金融公庫農林水産事業は、農業に参入した 422 社の企業を対象に、農業参入時とその後における農業経営上の課題を明らかにすることを目的に郵送によるアンケート調査(2011 年 7 月~8 月)と、現地聞き取り調査(2011 年 10 月~12 月)を実施している。このうち、有効回答数は 138 社であり、本論文が

対象とする建設業については 30 社からの回答を得られている。この調査では、主に建設業による農業参入の課題が明らかになっている。その課題とは販路の確保である。これは、30 社のうち 8 割の企業が課題として挙げており、資金繰りや農業技術の習得よりも大きな課題として取り上げられていた。建設業は、農産物の生産・加工・販売と直接に関連を持たない業種である。また、農協の流通ルートは手数料が高いため、それ以外の販路を求めようとする傾向もあり、販路の確保が難しくなっている。

次に、渋谷(2007)のアンケート調査は、書籍、ホームページ、新聞検索により農業参入事例として紹介されている建設業と、自治体作成の参入事例集に掲載された建設業から選定したものを対象に、建設業の農業参入の全体的な傾向を把握することを目的におこなわれた。調査は 2006 年 7 月末～8 月にかけて郵送によりおこなわれ、70 社から回答が得られた。このアンケート調査では、非常に興味深い結果が見受けられる。それは、参入した建設業の 7 割近くが現在赤字であるにもかかわらず、今後赤字が続いても営農継続意識が強く、永続的な担い手である可能性があることである(渋谷 2007)。その理由の 1 つに、中小建設業が地域に根ざした企業であるという点に関係している。建設業は、長年にわたってその地域で信用を積み重ね、地域に根ざした企業である。また、その信用が次の工事の受注につながっている面もある。ゆえに、「地域の期待を裏切るような形で安易に撤退すると本業の継続にも悪影響が及ぶ(渋谷 2007)」可能性がある。そのため、多少赤字であっても、企業は簡単に撤退に踏み込めないのである。また、農業に係わることで人脈が広がり、本業での受注が増える可能性があるという利点も、撤退を阻む要因となっている。

表 2 は、中小建設業の農業参入の事例をまとめたものである。表中の都道府県が偏っているのは、資料入手の制限のためである。この表からわかることは 2 つある。1 つは、参入した中小建設企業が栽培する作物に特徴があることである。例えば、新潟県で参入して

いる企業は米を、鳥取県で参入している企業はらっきょうや自然薯、鹿児島県ではサツマイモを栽培している企業が多い。このことから、農業に参入する中小建設業は、各県の特産品を栽培する傾向にある。これは、中小建設業の従事者には、もともとその地域の農家であった人が多いためである。また、地元の特産品を栽培することで、より地域に密着した企業であることをアピールし、住民からの信頼を高める目的があると考えられる。

2 つ目は、参入方式と助成金の関係についてである。表 2 を見ると、農地リース方式に比べて農業生産法人方式で参入した企業の方が助成金を獲得している数が多い。この差は、耕作者主義に由来する。耕作者主義とは、農業は農地の所有者である農家がするという考えである。この考えを農地リース方式と農業生産法人方式に当てはめた時、農地リース方式で参入した企業は、農地を借りて農業をしているため、農家ではないという認識になる。農家でない者が農業をやっているとみなされ、助成金を受け取る障壁が高くなってしまふのである。その結果、農業生産法人方式との間で受け取ることのできる助成金の金額に差が生まれている。

2) 頸城建設の事例

これらの特徴を踏まえたくえで、個別の事例として新潟県の頸城建設についてみていこう。頸城建設は、1970 年に設立された新潟県の中小建設会社である。農業への参入は、農地リース方式によって、2003 年 4 月におこなわれた。この 2003 年 4 月は農地リース特区創設元年である。農業に参入するきっかけとなったのは、公共事業の急速な減少にある。当時進められた公共事業の削減により、中小建設業にとって雇用先の確保が困難となった。頸城建設も他の中小建設会社と同様にその煽りを受け、雇用先の確保のために農業参入に踏み切ったのである。頸城建設の社長は、雇用の確保先として農業を選択した理由として 3 つ挙げている。

1 つ目の理由は、社長自身が農業に興味があったからである。この点については深く言及しないが、注目すべきは後の 2 つの理由で

ある。2 つ目の理由は、建設業として農業土木や圃場整備等の経験が多くあり、大型機械の操作に習熟していたからである。農地リース方式で貸し出される農地は、前述したようにほとんどが耕作放棄地である。貸し出された農地を使って農業を始めるためには、耕作放棄地を農地に修復しなければならない。建設業として農業土木や圃場整備等の経験が多く、大型機械の操作に慣れているということは、農業に参入するハードルを低くするのである。そして、3 つ目の理由は職員に兼業農家が多いということである。2000 年の農地法改正を前に発表された農政改革大綱には、「地域に根ざした農業者の共同体である農業生産法人の一形態としての株式会社に限り認める」という記述がある。ここでも、「地域に根ざした」という点が、企業による農業参入の重要な要件となっている(澁谷 2007)。中小建設業のほぼ全てが地元の工事を手がけ、地域に根ざしている。そして、地域の建設業は農家の兼業先となって農家経済・地域経済を支えてきた面もあり、地域の事情にも詳しく、人的つながりも強い。この点で、地域に根ざす中小建設業は地域農業において受け入れやすい業種といえる(澁谷 2007)。中小建設業には、地域の農業が受け入れやすいという地盤が整っていたからこそ、地元の農業を新規参入先として設定したのである。

以上のような理由で農業に参入した頸城建設は、水稻栽培を中心に生産・販売に取り組んでいる。また、他社と差別化するために中小建設業は参入当初から徹底的に有機栽培にこだわっている。有機農業の技術については、社長が雑誌等を見ながら勉強し自らマニュアルを作成した。実際の栽培は専任職員 2 人、パート 1 人の計 3 人の人員で対応しており、農繁期には本業部門から応援してもらうことで余剰労働力を活用している。しかし、頸城建設は農業生産だけで十分な収益を確保することは難しいとみているため、収益を確保する策として、加工場やレストランを併設するなど企業独自の試行錯誤を繰り返している。

4.2. 大企業

前章で述べたように、近年、大企業による農業参入が増加している。これは、2009 年以降、企業による社会的貢献を農業に見出すようになったことが一因として考えられている。2009 年より以前には主流とはいえなかった大企業の事例を検討することは、2009 年以降の企業の耕作放棄地活用を分析するうえで非常に重要な意味を持つ。

まず表 1 から大企業による耕作放棄地の活用について特徴を捉えよう。次に多数存在する企業のなかから、2009 年に設立されたイオンアグリ創造株式会社(以下、イオンアグリ創造)を個別事例として取り上げる。イオンアグリ創造を取り上げる理由は、イオンアグリ創造が農業に参入した年—2009 年にある。イオンアグリ創造が設立された年は、農地法が改正された年と同時期にあたり、イオンアグリ創造を取り上げることで、2009 年から現在までに大企業の耕作放棄地の活用がどのように変化していったかを分析することができる。また、同じく 2009 年に農業参入した企業はほかにもあるが、そのなかでもイオンアグリ創造の資本金は JR 東日本に次ぐ規模であり、このことも事例として選んだ理由である。

1) 大企業による耕作放棄地活用の特徴

表 1 は、2000 年から 2014 年 5 月時点までに農業に参入した大企業をまとめたものである。この表から、主に以下の 6 点の特徴を指摘することができる。

第 1 に、参入件数の変化である。2000 年から 2003 年、2006 年は毎年 1 件、2007 年から 2008 年までは毎年 4 件だった大企業による農業参入件数が、2009 年には 10 件、翌 2010 年にも 10 件と、倍以上になっている。これは 2009 年に農地法が改正され、農地取得の規制緩和が行われたことが要因である。

しかし、ここで注目したいのは 2011 年以降である。2009 年、2010 年ともに 10 件の参入があったのに対し、2011 年は 0 件、2012 年は 2 件、2013 年は 4 件というように、参入件数が減少している。

これについても、2009 年の農地法改正が関係していると思われる。改正農地法では、農

地取得の規制緩和がなされ、企業の農業参入が容易になった一方で、農業に参入する企業の捉えられ方が「耕作放棄地を活用する者」から「農業の担い手」に変化した。これまで企業が活用する農地のほとんどが耕作放棄地であったのに対し、農地法改正によって優良農地の獲得に制限がなくなった。企業が獲得したいのは、耕作放棄地ではなく優良農地である。2009年以降企業の参入数が増大したのは、こうした優良農地の獲得を企業が目指したことも原因の一つとしてあると考えられる。そして、近年、大企業による参入件数が減少した背景には、2009年から2010年の間に企業による優良農地の獲得が進んだことが一因であろう。残された優良農地が減少することで、企業は農業参入に足踏みしていると考えられる。

第2に、参入企業の業種についてである。表1では「食品」と「その他」の業種が多いことがわかる。「食品」が多い理由として近年、食の安全が叫ばれるなかで、大企業が生産段階にまで手を伸ばし、自社で販売する作物の安全性を確保するために農業に参入しようとする企業が増えているからである。

第3に、栽培される作物についてである。大企業が栽培する作物の多くは野菜である。これは、特に露地野菜の場合には初期投資が少なく済み、栽培技術の習得が比較的容易であることが関係する。また、中小建設業でみられた地域の特産物を栽培する傾向は、大企業には見られない。この点が、中小建設業と異なる点である。

第4に、参入形態についてである。農業生産法人方式が22社、農地リース方式が14社、両者併用が4社と、農業生産法人方式での参入が多い。これについては、中小建設業と同様、農地リース方式で参入すると補助金や補助事業を受けにくくなるという点が影響している。

第5に、参入する農地の分布についてである。大企業の参入先の特徴として、中小建設業と決定的に異なる点がある。それは、大企業による参入が複数県にまたがっているという点である。中小建設業は地域に根ざしてい

るという特性上、その地域の耕作放棄地を活用することになる。しかし、大企業はこういった制約がないため、例えばローソンは自社店舗で販売する農産物を生産するために14道県にまたがって参入している。

最後に、販路の確保が容易であることが挙げられる。表1の「参入の概要」から、企業の多くが自社店舗向けに農産物を生産していることがわかる。大企業は栽培した農産物を自社の販売部門で取り扱ったり、本業の原材料として扱うという方法で、販路の確保ができるのである。

2) イオンアグリ創造の事例

イオンアグリ創造は2009年に設立した、イオングループの農業法人である。事業内容は、農産物の生産、加工、管理となっており、本論文ではこのうち生産に焦点を当てる。従業員は2014年3月時点で244名、農場数は全国合わせて18農場に上っている。資本金は約2000億円となっており、その資金の潤沢さはハイテク技術の活用にもみられる。総農場面積は281haとなっており、このうちどのくらいが耕作放棄地だった土地かについて正確なデータはない。しかし、2013年に開催された「あすか会議2013」における、当時の取締役である藤井滋生氏の発言から、2013年10月までに13haの耕作放棄地を解消していることがわかっており、これは農地面積の5%弱にあたる。

イオンアグリ創造の農業参入の目的は3つあり、(1)種子から畑での生産、販売まで一貫して責任を持つことで、“ムリ・ムダ・ムラ”をなくしコスト削減すること、(2)安心・安全の提供、そして(3)地域活性化である。このような社会・経済的要因から農業へ参入している一方で、日本の農業には多数の補助金が存在するため、大企業はこうした補助金を利用することで自社の利益を生み出すために農業に参入するのではないだろうか。

耕作放棄地活用にあたって拠出される補助金は、農地耕作条件開発事業や耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、青年就農交付金、担い手経営発展支援事業、経営所得安定対策、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接

表3 イオンアグリ創造の生産年表

年月日	参入先	耕地面積(ha)	栽培作物	耕作放棄地	自治体の活動
2009年7月	茨城県牛久市	16	キ,は,小	あり	前年に、約1700社へ農業参入パンフレットを送付(モンテローザ、ホギメディカル)
2010年9月	栃木県宇都宮市	13	キ,ほ,白	あり	市の斡旋
	千葉県柏市	5	か,小		
10月	埼玉県羽生市	31	は,小,玉		地域農業活性化協定
	埼玉県松伏市	5	小,ほ,え		地域農業活性化協定
2011年6月	大分県九重市	10	キ,白,は	あり	
9月	埼玉県日高市	7	キ,は,レ,ズ	あり	
10月	島根県安来市	23	キ,ブ,青		
2013年2月	石川県かほく市	15	キ,は,水,ほ	あり	
	兵庫県三木市	11	キ,は,ほ,青		
4月	山梨県北杜市	14	レ,は,小	あり	
	山梨県南都留郡	11	レ,は	あり	
11月	岩手県花巻市	15	キ,は,ほ		
2014年1月	北海道三笠市	30	ト,は,キ,ほ,メ	あり	2009年から誘致の依頼を続けていた。地域農業活性化協定
3月	大分県白杵市	10	キ,ほ,ズ,さ	あり	
11月	福井県あらかわ市	10	キ,ス,に		
2015年2月	三重県いなべ市	8	キ,は		
4月	埼玉県羽生市	15	米	あり	農地バンクを活用

注 キ=キャベツ、は=はくさい、小=小松菜、ほ=ほうれん草、白=白ネギ、か=子かぶ、玉=玉ねぎ
 え=枝豆、レ=レタス、ズ=ズッキーニ、ブ=ブロッコリー、青=青ネギ、水=水菜、ト=トマト
 メ=メロン、さ=さつまいも、に=にんじん、ス=スイートコーン、

(イオンアグリ創造ホームページおよび新聞記事検索より作成)

支払交付金、6次産業化ネットワーク活動交付金、農山漁村地域整備交付金など、多くの補助金が存在する。しかし、イオンアグリ創造はこのような目的は持っていないと考えられる。農林水産省関連の補助金は、農業生産法人として参入した場合に受け取ることができるが、イオンアグリ創造は一般企業として農地リース方式で参入しているため、こうし

た補助金の恩恵はない。こうしてみると、大企業はCSRを主眼におき農業参入を考えていることがわかる。

表3に、イオンアグリ創造の年表を示した。2009年の茨城県牛久市から始まって、2015年4月まで着実に農場を増やしていることがわかる。また、18農場のうち、10農場で耕作放棄地を活用していることが確認できた。こ

の年表からわかる特徴は4つある。

まず一つは、イオンアグリ創造が最初に農業に参入することになった牛久市では、企業誘致が積極的に進められていたということである。牛久市は、2007年にバイオスタウン構想を策定し、これを実現するために企業誘致課を発足させた。企業誘致課は、耕作放棄地の解消のため、2008年12月に食料品や物流会社に企業誘致のパンフレットを送り、その数は合計1775もの企業にのぼる(小島ほか2012)。このような市の積極的な企業誘致活動の結果、イオンアグリ創造は農業参入をするに至ったのである。

2つ目はイオンアグリ創造が活用している耕作放棄地では、葉物野菜を中心とした野菜が多く生産されているということである。葉物野菜はカットしたり刻んだりしても売ることができ、比較的高い生産性を見込むことが可能であるからである。3つ目は、参入先が複数県に及んでいることである。年表を見ると、イオンアグリ創造は2009年からの7年間で1道12県に参入している。これは、前述したように大企業に特徴的な点である。

最後に4つ目として「地域農業活性化協定」が挙げられる。この協定は市とイオンアグリ創造が締結したもので、本協定によって地域の人々の雇用と、たい肥や農薬など地元資材の利用を促進している。この協定の意義は、企業と地元経済の活性化とを結び付けたところにある。これまで耕作放棄地を抱える市町村は、担い手を採しつつも、大企業の誘致には消極的であった。それは大企業が農業で行き詰ったとき、大企業にとって農業は複数部門の一つでしかなく、地域との関わりも密でないために容易に撤退されてしまうかもしれないリスクがあるためである。「地域農業活性化協定」は、地域と企業の関わりを密にし、安易な撤退を防ぐ効果を持つのである。

5. 企業による耕作放棄地活用の現状と課題

ここまで述べてきたことから、企業の耕作放棄地活用の現状を明らかにしていこう。ま

ず、法制度の面では、2009年に農地法が改正され、農地の貸借や投資に関する規制が緩和された。これにより企業が農業に参入しやすくなり、農業に参入する企業の数は急激に増加した。一方で、改正農地法は従来の企業による耕作放棄地の活用という目的から、企業の農業参入の担い手対策の色を濃くしていった。具体的には、これまで農業に参入する企業は耕作放棄地を優先して借りなければならなかったのに対し、農地法が改正されてからは、企業は「耕作放棄地を活用する者」ではなく「農業の担い手」となり、優良な農地も活用できるようになったのである。

2009年以降、企業の農業参入件数は増えているものの、耕作放棄地の活用がそれに伴い増加しているとは言えない状況が続いている。参入する企業は当然、条件の悪い耕作放棄地ではなく優良農地の確保を目指すようになったからである。また、マクロレベルでは統計上でも耕作放棄地面積と企業の参入件数の間に相関関係をみることはできなかった。このようなことから、企業による耕作放棄地活用の現状は、法制度の面からみると活用の機会が縮小しているといえる。企業の農業参入の増加が耕作放棄地面積の減少に寄与していない状況にある。

しかし一方で、2009年の農地法改正は、企業の社会的責任への関心が高まっていったことを背景に、耕作放棄地を活用する企業の業種や形態に変化をもたらした。それは、地元の中小建設業から大企業へという変化である。この変化が持つ意味を考察していく。

表4は、中小建設業と大企業の特徴を、資金、販路、復元、地域との関係、参入先という5つの項目に分け比較したものである。まず、資金力の面で中小建設業は大企業と比べて不利である。本業の不振から従業員の雇用の確保を目的に農業に参入していることから、中小建設業に資金の余裕はない。また、澁谷(2007)のアンケート調査において、約7割ちかくもの企業が赤字だったことから、中小建設企業の資金繰りの難しさがうかがえる一方それに比較すると大企業は比較的資金に余裕がある。「たくさんのお金を親会社からもら

表4 中小建設業と大企業の特長の比較

5つの視点	中小建設業	大企業
資金力	余裕がない	比較的余裕がある
販路の確保	困難	容易
復元	ほかの業種に比べて容易	補助金・補助事業があるものの不利
地域との関係性	地域に密着	地域農業活性化協定
参入先	一地元地域	複数の地域

(筆者作成)

っている」とは2013年当時のイオンアグリ創造代表取締役藤井滋生の言葉である¹⁾。実際にイオンアグリ創造の資金の充実さは、富士通と共同で構築したICT(インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー)というハイテク技術の活用からも垣間見ることができる。

次に、販路の点である。中小建設業にとって、販路の開拓・確保が一番の課題である。なぜなら、建設業は農産物の生産・加工・販売と直接関連を持たない業種だからである。一方で、大企業は販路の確保が容易である。表1を見ると、多くの大企業は自社店舗向けに農産物を生産している。例えば、イオンアグリ創造でつくられる農産物は、各地のイオングループのスーパー向けに作られている。このように、大企業では農産物を自社で販売するために生産したり、自社の製品の原材料として利用することがほとんどであるため、中小建設業に比べ販路の開拓・確保が容易になっている。

第3に耕作放棄地の復元という点である。これは、耕作放棄地を放棄される前の状態に戻し、耕地として活用できる形にすることであり、中小建設業は大企業に比べ容易に復元できる。建設業は、多くの企業で各種の建設機械を保有しており、農業土木工事を手掛けてきたことから、自前で耕作放棄地を復元できる。しかし、多くの大企業は、このような土木技術を持っていない。農業生産法人を設立し農業に参入している場合には農政補助金をもらい復元に役立てることができるが、それは中小建設業も同じである。耕作放棄地の活用に取り組む第一歩である復元という作業においては、中小建設業が有利である。

第4の点は、地域との関係についてである。中小建設業は地域に根ざし、農業に参入しやすく、また信用を失わないために撤退もしにくい一方、大企業は農業を複数ある部門のうちの一部門と捉え、容易に撤退するという認識が地域の人々に根強いものの、実際にはその資金の潤沢さによって多少の赤字が出たとしても即座に撤退しない傾向にある。また、「地域農業活性化協定」を地元自治体と企業との間で締結し、企業側が地域の人々の雇用を促進させ、たい肥や農薬など地元資材の利用を促進させることで地域と企業との関係が密になり、容易に撤退できなくなっている。

第5の点は、参入先の分布についてである。中小建設業は地域に根ざし、自分たちが拠点にしている地域の耕作放棄地を活用する一方で、大企業は、表1で見たように一つの企業が複数の県に農業参入している。耕作放棄地は一か所に多く存在するのではなく、小さい面積でまばらに存在している。中小建設業のように一つの地域に限定せず、県をまたいで活用することができる大企業は、耕作放棄地活用の主体として適しているといえる。

以上、5つの視点から中小建設業と大企業の特徴を比較すると、大企業が、資金の潤沢さ、販路の確保の容易さ、複数県への参入という利点に加え、中小建設業に比べて不利だった「地域との関係」も克服しつつある。つまり、「復元」以外の点で中小建設業のみに可能で大企業には課題となるという点が少なくなっているのである。

中小建設業が主流だった2009年以前に比べて、耕作放棄地を活用する主な主体が中小建設業から大企業へ変わった現状では、その活用がより安定的になっており、耕作放棄地

の解消を長期的な視点でとらえることができるようになってきているのである。

そうした現状にも課題があり、そのなかでも重要なのが企業による優良農地の獲得である。農地法が改正され、優良農地を獲得できるようになった今、企業が獲得を目指すのは優良農地である。しかし、これでは耕作放棄地の活用は進まず、複数県に参入できるという大企業の耕作放棄地活用の利点も発揮できない。実際に、複数県に参入する企業の数は近年減少している(表 1)。大企業が耕作放棄地を活用するような新たなインセンティブが必要である。

また、農政による助成金についても、農業生産法人方式だけでなく、農地リース方式で参入した企業も使いやすいようにしなければならない。耕作放棄地の解消のためには、やはり市町村の農地集積のための努力や企業の誘致が不可欠である。これは、イオンアグリ創造を誘致した茨城県牛久市の取り組み、福島県や群馬県の成功例からも明らかである。

6. おわりに

本論文では、耕作放棄地という問題を取り上げ、企業の農業参入と耕作放棄地活用の実態を、活用方法・企業が直面している課題という点から明らかにした。耕作放棄地の活用は、2009年の農地法改正を境に企業の農業参入が「耕作放棄地の解消」という目的から「担い手対策」という目的に転換したことで、企業が優良農地を活用できるようになり、耕作放棄地活用の機会が減少している。しかし、詳しい事例を見ていくなかで、そこには中小建設業から大企業への、耕作放棄地を活用する主体の転換があり、企業による耕作放棄地の活用が以前より資金・販路の点で安定的なものになっているという現状が明らかになった。同時に、優良農地の獲得や農政補助金の規制緩和という課題があり、市町村も積極的に農地集積のための努力や、企業の誘致を進めなければならないことを指摘した。

最後に、本研究では、耕作放棄地の活用に

ついて企業に焦点を当て、企業の農業参入について参入規制のある田畑等を利用した土地利用型農業のみを対象として議論した。これは、企業の農業参入について議論する場合、参入規制がある田畑等を利用した農業(土地利用型農業)を対象とするのが一般的である(室谷 2013)ためである。しかし、企業による耕作放棄地の活用には、本論文で対象としたもの以外に、植物工場やビオトープなど、様々な土地利用がある。今後は、そのような自由度の高い活用の状況にまで視野を広げ、研究していく必要がある。

謝辞

本論文は、2016年度に広島修道大学人間環境学部提出した卒業論文の一部である。本研究を進めるにあたり、広島修道大学人間環境学部佐々木緑教授には、大変お世話になりました。記して、感謝を申し上げます。

(広島修道大学 人間環境学部 2016年度卒業；広島修道大学 人間環境学部)

注

- 1) 2013年7月6～7日に京都で開かれた「あすか会議」における発言。
<https://globis.jp/article/2496> を参照。

参考文献

- 稲葉弘道 2013. 耕作放棄地面積増加の因果分析. 千葉大学経済研究 28(3): 1-27.
大仲克俊 2010. 企業の農業参入の二つ方途における論点と課題. 日本地域政策研究 8: 49-56.
小島泰友・赤木咲・岩尾彩生・田中耕輔・星野裕美・寺山実希子・山下隆弘・遠藤彩央・

- 若林優実・加藤敦・川上祥平・柳田貴将 2012. 耕作放棄地を考える(7)耕作放棄地をめぐる行政・農協の取り組みと企業の農業参入. 農業および園芸 87(6): 646-658.
- 後藤拓也 2015. 企業による農業参入一大分県を事例に. 経済地理学年報 61(1): 51-70.
- 作野広和 2004. 中山間地域における耕作放棄地の分布と発生要因—島根県羽須美村の事例. 日本地理学会発表要旨集 66: 145.
- 貞清栄子 2012. 企業参入が加速する農業分野. 三井住友信託銀行調査月報 7月号: 1-7.
- 澁谷往男 2007. 地域中小建設業の農業参入にあたっての企業意識と課題. 農業経営研究 61(1): 51-70.
- 澁谷往男 2012. 農業における企業参入の動向. 野菜情報 10月号: 38-43.
- 澁谷往男 2014. 企業の農業参入の類型と特徴(企業の農業参入の実態と地域農業への影響). 食農資源経済論集 65(1): 1-11.
- 高橋正郎・盛田清秀編 2013. 『農業経営年報 No.9』農林統計協会.
- 寺床幸雄 2009. 熊本県水俣市の限界集落における耕作放棄地の拡大とその要因. 地理学評論 82(6): 588-603.
- 日本政策金融公庫農林水産事業 2013. 『AFC フォーラム別冊 情報戦略レポート 36 平成 24 年度企業の農業参入に関する調査』日本政策金融公庫農林水産事業.
- 野田公夫・守山宏・高橋佳孝・九鬼康彰 2011. 『里山・遊休農地を生かす 新しい共同=コモンズ形成の場』農山漁村文化協会.
- 広重隆樹 2010. 頸城建設新潟県上越市(03 年参入)耕作放棄地を活用してつくる「1kg1600 円」の高級棚田米(特集“公共事業大幅減”の荒波を生き抜く「地方建設業」が放つ起死回生の一手. フォーレ 91: 5-7.
- 室屋有宏 2004. 株式会社の農業参入—事例にみる現状とその可能性及び意義について. 農林金融 57(12): 728-750.
- 室屋有宏 2010. 農地制度改正後の「企業の農業参入」を考える—重要性が一層高まる企業と地域の関係. 農林金融 63(6): 282-297.
- 室屋有宏 2013. 増加する企業の農業参入と質的变化. Business labor trend 2013 年 9 月号: 22-28.
- 森本健弘 2007. 関東地方における耕作放棄地率分布と環境条件の対応—農業集落カードを利用して. 人文地理学研究 31: 159-173.